作　業　員　名　簿

（　　年　　月　　日　作成）

作業所名　浜松文化ホールⅡ

所 長 名　夏川　二郎　殿

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

（一　次）
会 社 名　村沢工務店㈱　㊞

番号	ふりがな / 氏名	職種	＊1	雇用年月日 / 経験年数 ＊4	生年月日 / 年齢	現住所 / 家族連絡先	（TEL） / （TEL）	最近の健康診断日 / 血圧	血液型	特殊健康診断日 / 種類	健康保険 ＊7 / 年金保険 ＊8 / 雇用保険 ＊9	教育・資格・免許 ＊6：雇入・職長特別教育	技能講習	免許	入場年月日 / 受入教育実施年月日
1	むらかみ　ようじ 村上　洋二	大工	現 職 基 安 技 作	S60年　6月　6日 30　年	SX年　X月　X日 XX　歳	浜松市東区小池町225-3 同上	(XXX-XXXX -XXXX) (　－　－　)	H27年2月1日 116～75	A	年　月　日	組合・けんぽ・建国・国保 No. XXXX 厚生・国民 ／ 受給者 適用 ・ 除外 No. XXXX	雇入時教育 職長教育	玉掛	なし	H27年7月18日 H27年7月17日
2	あきやま　ふうた 秋山　颯太	型枠大工	主 能 作	H 2年　4月　2日 25　年	SX年　X月　X日 XX　歳	浜松市南区楊子町22 同上	(XXX-XXXX -XXXX) (　－　－　)	H27年2月1日 142～80	B	年　月　日	組合・けんぽ・建国・国保 No. XXXX 厚生・国民 ／ 受給者 適用 ・ 除外 No. XXXX	雇入時教育 建設用リフト	型枠支保工の組立等の作業主任者	なし	H27年7月18日 H27年7月17日
3	きむら　こうじ 木村　浩二	型枠大工	主 能	H25年11月　21日 2　年	SX年　X月　X日 XX　歳	浜松市南区白羽981 同上	(XXX-XXXX -XXXX) (　－　－　)	H27年2月1日 108～78	AB	年　月　日	組合・けんぽ・建国・国保 No. XXXX 厚生・国民 ／ 受給者 適用 ・ 除外 No. XXXX	雇入時教育	型枠支保工の組立等の作業主任者	クレーン運転士	H27年7月18日 H27年7月17日
	以下略			年　月　日 年	年　月　日 歳		(　－　－　) (　－　－　)	年　月　日 ～		年　月　日	組合・けんぽ・建国・国保 No. 厚生・国民 ／ 受給者 適用 ・ 除外 No.				年　月　日 年　月　日
				年　月　日 年	年　月　日 歳		(　－　－　) (　－　－　)	年　月　日 ～		年　月　日	組合・けんぽ・建国・国保 No. 厚生・国民 ／ 受給者 適用 ・ 除外 No.				年　月　日 年　月　日
				年　月　日 年	年　月　日 歳		(　－　－　) (　－　－　)	年　月 ～							年　月　日 年　月　日
					日 歳		(　－　－　) (　－　－　)	年　月 ～							年　月　日 年　月　日
					日 歳		(　－　－　) (　－　－　)	年　月 ～							年　月　日 年　月　日
					日 歳		(　－　－　) (　－　－　)	年　月 ～			厚生・国民 ／ 受給者 適用 ・ 除外 No.				年　月　日 年　月　日
					日 歳		(　－　－　) (　－　－　)	年　月　日 ～		年　月　日	組合・けんぽ・建国・国保 No. 厚生・国民 ／ 受給者 適用 ・ 除外 No.				年　月　日 年　月　日

初回の名簿等提出後、新たに入場する作業員については逐次追加記入する。

・年少者（18歳未満）を使用する場合は、元請業者の作業所長は「年齢証明書」を要確認。

・その場合においても、労働基準法及び年少者労働基準規則等の規則により、時間外労働や危険有害業務等の就労は制限されます。

・年齢証明書は「住民票記載事項証明書」で可能です。

［15歳未満］
・年齢証明（戸籍証明書）
・児童の修学に差しつかえないことを証明する学校長の証明書
・親の同意書

各作業主任者の選任にあたっては、施工する工事の内容を十分勘案して、技能講習修了者（一部免許あり）の中から選任してください。

・一般健康診断には、雇入時の健康診断と定期健康診断があり、労働安全衛生法第66条（安衛則第43条～45条）に規定されています。
・特定の有害業務（安衛法施行令第22条の業務）に従事する作業員に対し、雇入時、配置替え時及び定期に特別項目の健康診断を実施しなければなりません。
・定期健康診断は就業後一年以内毎に1回受診とし、有害業務従事者は6ヶ月以内毎に1回受診しなければなりません。
・健康診断の法定実施期限が過ぎないように管理が必要です。
・元方事業者は健康状態を確認し、必要な指導を行う。所見有りの場合は、治療、配置替え等を行うようにしてください。
・健康診断に関する秘密の保持（労働安全衛生法第104条）実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはなりません。

上段は入場年月日、下段は受入教育（新規入場時教育）実施日を記入します。
入場前の安全衛生送り出し教育は必須事項となります。

「作業員名簿」の目的・主旨

・工事開始から竣工までの間、工程に応じた各業者の入退場に際し、作業員の現状を常時把握するために「作業員名簿」を作成しておくことが必要となります。

・「作業員名簿」は災害発生時の緊急連絡先や作業員の健康状態および教育・資格・免許等の把握等、関係請負人の確認事項であり、安全管理上、重要な書類となります。

・国交省の通達により社会保険未加入業者には厳しい罰則が科せられます。1次会社は下位会社の社会保険加入の確認の徹底をお願いします。

労働基準法第64条及び女性労働基準規則に、坑内労働・妊産婦の就労制限の業務の範囲が規定されています。

（注）1.　＊印欄には次の記号を入れる。

現 …現場代理人　作 …作業主任者 ※（注）2　女 …女性作業員　未 …18歳未満の作業員　基 …基幹技能士
主 …主任技術者　職 …職　長　安 …安全衛生責任者　能 …能力向上教育　再 …危険有害業務・再発防止教育

2.　作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。
3.　本名簿に記載される作業員は、当該工事に従事する見込の者を必要最小限報告し、追加の都度この様式で提出する。
4.　経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
5.　各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
6.　資格・免許等の写しを添付する。
7.　左欄の健康保険名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を選択し、右欄に健康保険被保険者証の番号の下４けた（番号が４桁以下の場合は当該番号）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、右欄に「適用除外」と記載。
8.　左欄の年金保険名称（厚生年金、国民年金）を選択。各年金の受給者である場合は、「受給者」に○。
9.　右欄に被保険者番号の下４けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄「除外」に○。